



# 平成28年度第3回 一橋大学政策フォーラム

## 尊厳概念のアクチュアリティ ～ 尊厳概念の定着した日本社会の構築に向けて～

憲法でも規定される「個人の尊厳」。憲法の基本原理の一つだが、日本の社会で定着しているかといえば疑問が残る。一方、欧州ではドイツの中・高校で尊厳の概念史を学ぶなど尊厳に対する考え方に一日の長がある。こうした問題を考えるため一橋大学は10月下旬、政策フォーラム「尊厳概念のアクチュアリティ」を開催。第一線の研究者が意見を交わした。

### 登壇者によるパネルディスカッション



加藤 講演を終え感想や質問はいかがですか。松田 日本では、様々な政策がポイントになる傾向がある。ドイツの場合、倫理的な原則をしっかりと守って積み上げていくような印象を受ける。浜渦 今回、ドイツの基本法、社会法典を見ていくと全体がつながっていると感じる。高齢者介護の中での尊厳概念は、尊厳死ではなく、尊厳をもつてのように入居する

門調査もある意味では許容的な態度を示しているが、慎重な検討が必要だ。松田 2001年にES細胞の議論があった。研究で後れを取りたくないというバイオテクノロジーの開発、経済的な動機が根底にある。後藤 高齢者の尊厳を考えたとき、「生活の質(QOL)」の測り方を無視することはできない。本人と家族にとって主観的なQOLが足りていないという議論も出るが、医療の支援は不要との議論にもな

加藤 厚生労働省の地域包括ケアに関しては、高齢者の尊厳がうたわれているが、その内実や現実的な役割に関してはいささか疑問が残る。香川 ゲノム編集技術の人間への応用については、国際サミットも政府の生命倫理専門調査もある意味では許容的な態度を示しているが、慎重な検討が必要だ。

### 生命改変に真剣な議論を 家族とのプロセス重視を 文脈を尊重し余白を残す

香川氏  
浜渦氏  
後藤氏

### 優生思想から尊厳を問う 本人の満足度を基本に 個別的領域での尊厳尊重を

石居氏  
松田氏  
宮地氏

質問票の回答結果から、マイナスの数値が出る場合がある。この場合、生活の質(QOL)の測り方を無視することはできない。本人と家族にとって主観的なQOLが足りていないという議論も出るが、医療の支援は不要との議論にもな

質問票の回答結果から、マイナスの数値が出る場合がある。この場合、生活の質(QOL)の測り方を無視することはできない。本人と家族にとって主観的なQOLが足りていないという議論も出るが、医療の支援は不要との議論にもな

質問票の回答結果から、マイナスの数値が出る場合がある。この場合、生活の質(QOL)の測り方を無視することはできない。本人と家族にとって主観的なQOLが足りていないという議論も出るが、医療の支援は不要との議論にもな

広告

主催：一橋大学・一橋大学大学院社会学研究科

共催：科学研究費助成事業 基盤研究(A) 尊厳概念のアクチュアリティ - 多元主義的社会に適切な概念構築に向けて - 研究課題番号：25244001

トヨタ財団研究助成プログラム(A) 共同研究助成(認知症患者を含む) 高齢者ケアの現状を踏まえた高齢者の尊厳の比較文化的研究と

それにもとづく福祉社会の新たな可能性の探求 助成番号：D14-R-0798

# 市民が抑圧や差別などに対抗する理念

### 趣旨説明



一橋大学大学院  
社会学研究科教授  
加藤泰史氏

社会の急激な変化が世界中で生じている。この混迷した社会に新たな統合をもたらす中心的価値が尊厳概念だ。尊厳は市民が様々な抑圧や差別などに対抗する理念であり、尊厳の毀損の現場を探り当てるのが社会問題を考える上で重要になる。先端医療技術の進化によって生死に関する伝統的観念が妥当性を失っている問題や高齢者介護もそうした社会問題に含まれる。先端科学技術がもたらす諸問題を社会的に議論した上で適切に解決する政策のために不可欠な理念が尊厳にほかならない。

### 第一部 DVと差別をめぐる尊厳問題

#### 暴力と尊厳：公私の二分法から 公/親密/個の三分法へ

#### 世代を超えて社会的損失に

一橋大学大学院  
社会学研究科教授  
宮地尚子氏

「公」の三分法とし、D Vとはカプセルや家族間など親密の領域における暴力と支配で、相手の個別的領域を奪うこと提起したい。D Vの悪質さは身体や行動支配の度合いを見るとき、睡眠剥奪、摂食、排泄(はいせつ)などの監視的領域「親密の領域」個人や介入、携帯電話の履歴や

#### ハンセン病者・療養者の 生と死をめぐる社会的価値

#### 尊厳に託された思いの想起



一橋大学大学院  
社会学研究科教授  
石居人氏

ハンセン病の隔離政策は、1900年の法律施行から始まる。「癩(らい)予防治法 施行時には、療養

「生と死」をめぐると願ったが、外で生きる困難を前に、療養者による自治を求めた。

内容のチェンバナーが挙げられる。被害者は、自己の判断力や価値観を否定し、全てが相手の領域に取り込まれてしまふ。D Vは健やかに育つ環境を子供からも奪ってしまう。加害者が社会が許さず、被害者のみならず子供や次のパートナーの尊厳が奪われ続け、世代を超えて大きな社会的損失になることを知っておいてほしい。

### 第二部 高齢者介護と福祉政策の尊厳問題

#### 公共政策における 決定不可能性と倫理について

#### 多空間で非完備的な順序を

一橋大学  
経済研究科教授  
後藤玲子氏

今年7月、障害者施設で起きた事件で犯人は、動機について「彼らは不幸・不運と言ったと伝えられた。事件後には、区別の心が負けないが時に必要になる。方向に動く不安を吐露し

#### 日独の高齢者介護の比較 「尊厳」概念を中心に

#### 尊厳ある高齢者介護政策



大阪大学大学院  
文学研究科教授  
浜渦辰二氏

日本の介護保険はドイツの介護保険を手本に作られたが両者には相違点がある。まず尊厳概念だが、ド

ドイツでは介護保険の対象が高齢者だけではなく、日本では65歳以上の高齢者限定で、障害者が高齢になると介護保険が優先される問題が生じる。ドイツでは性的差異、文化の違いも配慮し、在老介護優先、現金給付などの特徴もある。これらの特徴がドイツ介護保険法における尊厳概念を豊かにし、それを支えているのがドイツ基本法と社会法典になる。

### 第三部 生と死を取り巻く尊厳問題

#### 人間へのゲノム編集は 許されるか?

#### 遺伝子改変慎重な考察必要



山梨大学大学院  
医学工学総合研究部  
医学部医学教育センター  
教授  
香川知晶氏

「第一世代が開発された後、2012年に第三世代CRISPR/Cas9が登場。動物や胚性幹細胞を配列を改変するゲノム編集(ES細胞)などあらゆる細胞の遺伝子改変に適用で

#### 尊厳死と安楽死「死ぬ権利」の 法制化は「尊厳ある最期」を保障できるか

#### 尊厳ある生のための政策を



静岡大学人文社会科学部  
特任教授  
放送大学客員教授  
松田純氏

日本では安楽死と尊厳死を区別する傾向があるが欧米では尊厳死はより広い概念で使われ、安楽死と隔絶

き安価で簡単などの利点がある。昨年にはヒトの受精卵を使ってゲノム編集の論文が中国で発表された。今後、同種の研究は拡大する可能性がある。受精卵ほどの遺伝子変化は次世代への影響が分らず倫理的問題から慎重論が根強い。人間の遺伝子改変が現実化しようとしている現在、その当否をめぐり慎重な考察が求められる。その際、個人と

力がある人の自発的希望が太前提だが、認知症になると判断能力は低下する。判断能力がある時点で希望表明する事前指示は「人の心は変わりやすい」という問題に直面している。人は最期には非自発的存在となり死を迎える。人間は「自由にして依存的な存在」である。依存という面があったから社会連帯や福祉の発展がある。非自発的存在に焦点をあて生命倫理学を刷新する必要がある。

お問い合わせ先：一橋大学政策フォーラム <http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>

※次回の一橋大学政策フォーラムは、12月15日(木)16:00～「医療を問う―費用対効果に抱える政策への転換」をテーマに大手町サンゲイプラザにて開催予定です。詳しくは一橋大学社会科学高等研究院 医療政策・経済研究センターのHPをご覧ください。 <http://health-economics.hias.hit-u.ac.jp/event/forum/>